

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

しつこい電話勧誘には要注意!!

＜事例1＞健康食品事業者から電話があり高齢の母が出た。以前も電話があり、断っても飲み方や効能を話し続け、電話を切れず困ったことがあった。今回は明日届くように送る、と一方的に言われたようだ。(50代)

＜事例2＞海産物を送ると電話がしつこく掛かって来て、断り切れず了承した。再び海産物を送ると電話が掛かってきたため、断ろうとしたらキャンセル料を払えと言われた。(70代)



(消費者庁イラスト集より)

まずは落ち着いて!

クーリング・オフ



頭を冷やす

知ってほしい『クーリング・オフ』

電話勧誘販売など特定の取引で、契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

【トラブルにあわないためのポイント】

☞慌てて契約しない

口頭でも契約は成立するため、契約の内容が明確に分からない場合はその場で返事をせず、十分検討してから決めるよう心掛けてください。

☞必要のない契約ははっきりと断る

あいまいな返事を行うと、契約が成立したと事業者が解釈し、手続きを進められる恐れがありますので、はっきりと断ることが重要です。

☞意図しない契約が成立してしまった場合

電話勧誘販売の場合は上記のとおり「クーリング・オフ」をすることが可能です。もし、書き方や手続き方法に不安を感じた場合は悩まず、消費生活センターにご相談ください。



困ったり不安になったりしたときは、長野市消費生活センター(026-224-5777)にご相談ください。
(消費者ホットライン188)